

NEWS RELEASE

No. 19-19

2019年12月20日

(公財)損害保険事業総合研究所

損保総研レポート第129号を発刊し、以下の2つのレポートを掲載しました。

- ◆ パラメトリック保険の現状と課題
- ◆ GDPR 施行後の現状と保険業界における課題

公益財団法人 損害保険事業総合研究所（理事長 佐野 清明）では、研究員による調査研究の発表の場として機関誌「損保総研レポート」を定期刊行しています。

今号（第129号）では、次のレポートを掲載するとともに、海外の金融・保険市場の動向等を紹介しています。

<レポート>

◆ 『パラメトリック保険の現状と課題』

（主席研究員 濱田 和博）

パラメトリック保険は、損害と因果関係のある指標（パラメーター）が、契約時に設定した条件を満たした場合に、予め決められた一定額の保険金を支払う保険です。20年ほど前に始まった保険リンク証券（ILS）など代替的リスク移転（ART）ソリューションの一環として生み出され、特に自然災害等の発生時に、早期の復旧費用を提供する手段として世界的に活用されています。

近年は、科学・情報技術の進展に伴い、自然災害や天候リスクに留まらず、対象リスクを広げ商品も多様化するなど、欧米の保険会社を中心に、積極的な取組事例が見られます。

本稿では、近年におけるパラメトリック保険の動向や、欧米の保険会社等による新たな取組事例などを紹介します。また、パラメトリック保険の利用に関する今後の課題についても取り上げています。

◆ 『GDPR 施行後の現状と保険業界における課題』

(主席研究員 安田 昶勲)

2018年5月に施行された一般データ保護規則（GDPR）は、日本における個人情報保護法に相当し、データ主体の権利を広く認め、個人データの取扱いに関して厳しい義務を課した法規制として知られています。

施行から1年以上が経過した現在、GDPRが定めるデータ主体の権利やGDPRの執行を担うデータ保護監督当局の存在は、各EU加盟国により差があるものの、多くの人々に認知され始めています。データ主体の意識が向上するにつれて、データ主体の権利行使への対応など、個人データを取り扱う管理者が負う義務の履行はさらに重要となるものと考えられます。

保険会社も個人データを取り扱う管理者として、GDPRの定める義務を履行し、データ主体の権利行使に対応する必要がありますが、消去権の行使への対応をはじめとして、効果的に法規制に適応できていない事例が生じています。

本稿では、欧州委員会がGDPR施行1年後に実施した調査の内容をもとに、データ主体の法規制に対する認知の状況、ならびに保険会社が経験した問題点および今後取り組むべき課題を取り上げています。

<その他>

◆ 金融・保険市場におけるトピックス

損保総研レポートは、当研究所ウェブサイトより、PDF形式で無償にて閲覧・ダウンロードいただけます。なお、冊子版の販売は2019年6月19日をもって終了いたしました。

(<https://www.sonposoken.or.jp/reports/>)

本件に関するお問い合わせ先

〒101-8335 千代田区神田淡路町2-9
公益財団法人 損害保険事業総合研究所
研究部 安田 (TEL : 03 - 3255 - 1761)

この資料は、保険関係業界紙各社へ同時に配付しております。

ご参考

損保総研レポート第 129 号 目次

○パラメトリック保険の現状と課題

(執筆者 主席研究員 濱田 和博)

《目次》

1. はじめに
2. パラメトリック保険の概要
3. 近年のパラメトリック保険の取組事例
4. パラメトリック保険の課題
5. おわりに

○GDPR 施行後の現状と保険業界における課題

(執筆者 主席研究員 安田 昶勲)

《目次》

1. はじめに
2. GDPR 施行後の状況
3. 保険業界における GDPR 適用の課題
4. おわりに

以上